

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年8月30日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：貧困削減地方開発事業（フェーズ1）実施能力強化【有償勘定技術支援】（ファスト・トラック制度適用案件）

1 契約予定期間：2013年10月中旬～2014年6月下旬

## 2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における地方インフラ整備に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

## 3 参加資格のない社等

特になし

## 4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年9月4日から2013年9月10日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年9月4日から2013年9月11日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年9月18日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月下旬
- (5) 契約交渉 : 9月下旬～10月上旬

## 5 業務の目的

ミャンマーでは新政権の下、国民和解に向けた改革努力が進められており、例えば2012年1月にはミャンマー政府とカレン民族同盟との間で63年ぶりに停戦合意が結ばれた。こうした国民和解に向けた改革を後押しするためにも、地方部における経済開発および貧困削減が進められる必要があり、2013年6月には有償資金協力「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）」（以下、「本事業」）にかかる円借款貸付契約が調印された。

本事業は、ミャンマー全国7地域7州における小規模な生活基盤インフラ（道路・橋梁、電力、給水の3分野合計79件。各々の小規模生活基盤インフラ事業を「サブプロジェクト」という）の改修を主な対象としており、このうち各分野において、借款本体コンサルタントが雇用される前に数件のパイロット事業を実施することを計画している。しかし、我が国は1987年以降、ミャンマーに対しては円借款の新規供与は行っておらず、また、ミャンマー政府も近年国際機関やOECD諸国からの借款をほとんど受けておらず、双方共に円借款事業実施の経験が長らく無い状況であり、先方の実施能力向上が喫緊の課題となっている。

今後地方分権が進むことが期待されているミャンマーにおいて、地方部における貧困削減・経済開発の重要性はますます高くなることが想定され、本事業の迅速な実施が求められている。よって、本事業実施機関及び地方部のインフラ整備に関係する機関に対する設計、調達、施工監理、維持管理等の能力強化を行うことにより、本事業の計画に沿った適切な事業実施、ひいては事業効果の早期発現を図ることを目的として、本専門家を派遣し、支援を行うこととする。

## 6 業務の範囲及び内容

### (1) 業務対象地域

ミャンマー全国（特にネピドー、ヤンゴン地域、シャン州等）

### (2) 相手国対象機関

ア．国家計画・経済開発省対外経済関係局（Foreign Economic Relations Department, Ministry of National Planning and Economic Development）

イ．建設省公共事業局（Public Works, Ministry of Construction）

ウ．電力省地方配電公社（Electricity Supply Enterprise, Ministry of Electric Power）

エ．国境省地方開発局\*（Department of Rural Development, Ministry of Border Affairs）

\* 国境地方開発局については、2013年8月9日付で畜水産地方開発省（Ministry of Livestock, Fisheries and Rural Development）傘下に管轄が変更されることが発表されている。ただし、地方開発局の本事業への役割・責任等は変更無い予定。

### (3) 活動内容

各実施機関のパイロット事業の基本設計・詳細設計等の準備状況を確認し、プロセス及びスケジュール管理を通じて設計の速やかな実施を支援する。

上記設計に基づいた適切な資機材等の調達が行われるように指導する。

各実施機関の施工監理における、適切な人員配置や、中央省庁と地方事務所との連携強化にかかる指導等を通じて

事業実施体制強化のための支援を行う。

上記～を通じて、事業完成後に適切な維持管理体制を構築できるよう、助言を行う。

事業実施にあたり、国際協力機構「環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」が遵守されるよう、実施機関に指導・助言を行う。

必要に応じ、パイロット事業実施地域・州において地方政府向けの説明会を実施する。

その他パイロット事業実施に必要な技術的な指導・助言を行う。

パイロット事業の実施支援を通じて得られた教訓等を整理し、本事業のその他のサブプロジェクト及び地方部のインフラ整備事業の実施に関して参考となる情報として取りまとめ、実施機関及び関係機関と共有する。

## 7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年10月中旬)
- (2) 第一次プログレスレポート (2013年11月上旬)
- (3) 第二次プログレスレポート (2013年12月中旬)
- (4) 第三次プログレスレポート (2014年 3月下旬)
- (5) ドラフト・ファイナル・レポート (2014年 5月中旬)
- (6) ファイナル・レポート (2014年 6月上旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括 / 地方道路 (評価対象予定者)
- (2) 地方道路 / 小規模橋梁
- (3) 地方電化 (小規模送電 / 配電) (評価対象予定者)
- (4) 地方電化 (配電 / 発電機)
- (5) 地方給水 (水質管理) (評価対象予定者)
- (6) 地方給水 (水道施設 1)
- (7) 地方給水 (水道施設 2)
- (8) 環境社会配慮

## 9 特記事項

- (1) 本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。
- (2) 共同企業体の結成を認める予定です。
- (3) 主要な分野は変更の可能性があります。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。